

# 指宿市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 31 年 3 月 25 日  
指宿市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本市では、南薩畑地帯総合土地改良事業等の基盤整備事業や池田湖を水源とする南薩畑地かんがい事業などの整備がされた畑作地帯を中心に、温暖な気候や豊富な水資源を活かした多種多様な農業生産が展開されており、担い手を中心に南薩の食料供給基地の形成を目指しながら、高収益、高付加価値作物の導入が進められている。

このような生産体制の基礎となる優良農地の確保を図るには、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められており、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

一方、基盤整備未実施の農地においては狭小で水利用環境のない農地も多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、指宿市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成 35 年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成 31 年 3 月)	3,452ha	122ha	3.5%
3 年後の目標 (平成 34 年 3 月)	3,385ha	85ha	2.5%
目 標 (平成 36 年 3 月)	3,320ha	50ha	1.5%

注 「管内の農地面積」は鹿児島県農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進員の担当制による利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じた速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成 31 年 3 月)	3,452ha	1,008ha	29.2%
3年後の目標 (平成 34 年 3 月)	3,385ha	1,354ha	40.0%
目 標 (平成 36 年 3 月)	3,320ha	1,992ha	60.0%

注 「管内の農地面積」は鹿児島県農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」などを通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意志と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に取り組む。

#### ② 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について把握し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域の受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

#### ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

- 農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続きを経て鹿児島県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成 31 年 3 月)	3 人 ( 1.8ha)
3 年後の目標 (平成 34 年 3 月)	3 人 ( 2.0ha)
目 標 (平成 36 年 3 月)	3 人 ( 2.0ha)

注 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、必要な経営体を試算した。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携について

- 鹿児島県，農地中間管理機構，市，農協等の関係機関と連携し，農地のあっせん等を推進する。

##### ② 企業参入の推進について

- 担い手が十分でない地域では，企業も地域の担い手になり得る存在であることから，農地中間管理機構も活用して，積極的に企業参入の推進を図る。

##### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は，新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに，参入後のフォローアップに努める。